

4 . 参加・協働

(1) 協働の推進

市民と市が、お互いの理解と信頼関係のもとで協働を積極的にすすめることを示すものです。
また、市が協働の推進にあたり、市民の自発的な活動を支援するといったことも規定されます。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議での意見（協働のルール）】</p> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政は、情報公開や啓発活動に努める。 ・ それぞれの存在を認め合い、必要に応じて連携するために「情報交換を行なうこと」が必要。 ・ 市民は、不満をためこむのではなく、問題提起をしていくべき。 ・ ボランティア団体は、自らも活動の P R を積極的に行い、活躍の場を広げていくべき。 ・ 行政は、民間とのネットワークを強化すべき。 <p>(役割分担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ができることは市民が行なうということが、役割分担の基本的な考え方 ・ 市民が個人では対応できないことは行政が担う。 ・ 身近なことは自己判断で行なうべき。 ・ できることを持ち寄るといふ双方の姿勢が基本。 ・ 誰もが役割分担を担うべきであり、あえて役割を明確にしないことも必要。 ・ どのような場合に行政が、公益的が活動を行なう団体に支援を行なう必要があるのか。逆に公益的な活動を行なう団体が行政に対して、どのような協力を行なう必要があるのかを明確にすべき。 ・ 行政は、市民と対話しながら協働の枠組を明確化し、押し付けにならないように努める。 	<p>(参加・協働の推進)</p> <p>第 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進するものとします。</p> <p>2 市民、議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>3 市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとします。</p> <p>4 市の執行機関は、協働の推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。</p>

<p>(市の執行機関の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政は、市民活動への支援を行なっていくべき。 ・行政は、活動場所やサポートする人材の提供を積極的に行なうべき。 ・行政は、潤いのある生活環境につながる資源の掘り起こし、活用、PRを積極的に行なっていくべき ・市民ができることをやっているという前提であれば、市は活動を支援すべき。 ・行政は、地区担当者制度を実施し、区の活動を支援する。 ・市民主導とはいっても、ある程度のリーダーシップをとってもらいたい。 <p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、公共への関心を高め、積極的の協働へ参加していくべき。 ・市民は、積極的に協働に参加していくべきである。 ・市民は、地域の一員としての自覚を持ち、コミュニティ活動へ積極的に協力・参加すべき。 	
--	--

(2) 審議会等への参加

重要な計画策定のための審議会に、市民が参加するための規定です。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の構成員が固定化しないように、市は根気強く公募すべきであるし、市民は様々な機会を捉えて市政に参加すべき ・様々な層の意見を聞けるように、工夫をすべき。 ・問題の解決に必要な「市民」が検討の場に参加できるようにしておくことが必要。 	<p>(附属機関等)</p> <p>第 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開するものとします。</p>

(3) 住民投票制度

住民の総意を的確に把握し、協働を進めるための重要な制度です。

小諸市では現在、住民投票条例は常設されておらず、住民の意思を確認する必要がある場合に案件ごとに条例を制定する形をとっています。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1・住民が行なう住民投票を行政は保障することの原則を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が行う住民投票は議会が決定することの原則を明記すること。 ・住民が行なおうとしたときは、行政はこれを保障し協力することが大事。 ・住民が行なう場合の基準について、次のいくつかを決めておく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 住民のどのくらいの比率の意思があれば行なえるのか。 投票の、どの位の比率があれば有効（成立）なのか 有効（成立）した課題（件）についての住民及び行政の行政及び市民に（市政運営上の）対する権利、と責任について。 年齢は何歳からか。（18歳からが良いと思っております。） <p>・行政が行う場合の基準についても定めるものとします。但し、多くは議会の承認がパーセントとなる点、年齢はやはり18歳がいいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの点をしっかりと定めておく必要があると思います。 <p>2・投票権者 選挙権を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権を有する者の総数の4分の1以上の署名が必要。 ・市政に関わる重要事項。 ・将来の世代にも大きな負担がかかるような事業。 ・複数の事業を組合せる事で、事業が大規模になる場合。 ・事業計画の変更の場合。 <p>3・「常設型」「個別型」のメリット、デメリット、特徴等を考えて、小諸市では制度の型をどちらに決めたらよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票に付すべき事項、投票の期日、投票の方法 ・請求権と投票権は何歳からとしますか。 	<p>（住民投票）</p> <p>第 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>（住民投票の請求）</p> <p>第 条 年齢満18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、市長に対して住民投票の実施を発議することができます。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を越えたときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>6 住民投票の投票権を有するものは、年齢満18歳以上の住民とします。</p> <p>7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>

(4) パブリックコメント

重要な施策や計画を策定するにあたり、事前に市民に意見を聞くことにより、市民参加の推進や政策形成の透明性の確保に繋がります。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントなど情報提供の方法に工夫が必要。・市民の意見や考えを汲み上げる機能がない。・様々な層の意見を聞けるように、工夫をすべき。・民意を汲み取るためにアンケートの実施も有効。・アンケートを行なうことは、幅広い層に対する行政情報への関心を高めるという付加的効果も考えられる。	<p>(意見聴取手続)</p> <p>第 条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとします。</p>

5. その他

(1) 広域連携

一自治体では対応できない行政課題を、近隣自治体・国・県と協力しながら解決を図ることの必要性を宣言・確認するものです

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
	(他の自治体との連携) 第 条 議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化及び市民サービスの向上等を目指し、他の地方自治体との相互協力、連携に努めるものとします。

(2) 条例の見直し

自治基本条例が、その役割を十分に果たすためには、時代の変化に対応した条例の見直しや改善を行う必要があります。

期間を定めて見直しをすることを定めている自治体もあります。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
	(条例の見直し) 第 条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民を含めた検討委員会による評価及び検討を行ない、必要な場合は、この条例の見直し等の措置を講ずるものとします。

(3) 委任

この条例の施行に関し、議会や市の執行機関が、必要な事項を別に定める規定です。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
	(補足) 第 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。